

## 藤沢市民会館使用ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、施設の使用に際しては以下の条件をご確認いただき、遵守するようお願いいたします。

また、本ガイドラインの他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な取組を実施し、感染拡大の防止にご協力くださいますようお願いいたします。

改定後の本ガイドラインの適用は、  
2020年10月10日（土）から当面の間とします。

本ガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日）及び公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日）を参考に作成しております。

なお、国等のガイドライン等に変更があった場合、本ガイドラインを変更することがあり、変更となった場合は、施設使用日時点のガイドラインが適用となりますのでご注意ください。

### 1 施設ごとの使用人数の制限

#### (1) ホール

施設名	使用人数の上限	
	観客が大声で歓声、声援、歌唱等を行わない場合 (定員の100%) ※1	観客が大声で歓声、声援、歌唱等を行う場合 (定員の50%) ※1
大ホール (定員1,380人)	観客人数：1,380人	観客人数：690人※2
小ホール (定員434人)	観客人数：434人	観客人数：217人※2

①観客が大声で歓声、声援、歌唱等を行う催物か否かは、別紙、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日）（抜粋）を参考に判断してください。

②観客が大声で歓声、声援、歌唱等を行う場合の座席は次のとおりとして下さい。

- ・異なるグループ（1つのグループは5名以内）又は個人間では、必ず1席以上間隔をあけてください。

※1 「3 大・小ホールについて」の制限により100%（50%）とならない場合があります。

※2 ②によって、使用人数が定員の50%を超えることもあります。

## (2) 展示集会ホール、会議室等

施設名	使用人数の上限 (一度に入室できる人数)
第1展示集会ホール (定員：椅子席使用時250人、 立席使用時500人)	椅子席使用時：125人 立席使用時：250人
第2展示集会ホール (定員：椅子席使用時150人、 立席使用時：200人)	椅子席使用時：75人 立席使用時：100人
第1会議室 (定員：16人)	8人
第2会議室 (定員：60人)	30人
第3会議室 (定員：30人)	15人
教養室 (定員：36人)	18人
和室 (定員：36人)	18人
集会室：まつ (定員：60人)	30人
〃：ふじ (定員：30人)	15人
〃：かわせみ (定員：10人)	5人
〃：さくら全面 (定員：24人)	12人
〃：さくら半面 (定員：12人)	6人

## 2 施設使用上お守りいただくこと (全施設共通)

- (1) 来場者全員 (主催者スタッフ、出演者、観客等を含む、すべての施設使用者。以下同様。) のマスク着用を徹底してください。マスクをお持ちでない方に対しては、入場をお断りいただくか、主催者が配布用マスクをご準備ください。
- (2) 来場者全員に、こまめな手洗い・手指消毒を行うよう誘導してください。アルコール消毒液等は、主催者をご用意ください。
- (3) 来場者全員の体調を把握し、以下の場合は入場等させないでください。
  - ・37.5度以上 (または平熱よりも1度以上高い) の発熱がある
  - ・息苦しさ、強いだるさ、咳、頭痛など、風邪のような症状がある
  - ・その他、コロナウイルス感染を疑われる症状 (味覚障害等) がある
- (4) 万が一コロナウイルス患者が発生した場合に備え、入場者名簿を作成するなど、入場者全員の連絡先を把握し、1か月を目安に保管してください。また、厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」、神奈川県「LINE コロナお知らせシステム」もご活用ください。  
※入場者名簿に記載してもらう事項 (最低限必要な項目)  
①：氏名 ②：電話番号 ③：住所 (市町村名のみ)
- (5) ホール座席に着座の時以外の人と人との間隔は、最低でも1m以上を確保してください。

- (6) 出入口の扉はできるだけ開放するようにしてください。やむなく扉を閉めなければいけない場合は、こまめに開放し、換気を行うようにしてください。
- (7) 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるようにしてください。
- (8) 使用後の施設内は、特に人の手が触れるところを中心に消毒液を用いた消毒をしてください。  
※消毒液及び雑巾は、会館で用意します。
- (9) 催物等の入退場時や休憩時間においては、密閉、密集、密接（いわゆる「三密」）を抑止するようにしてください。

### 3 大・小ホールについて

- (1) 観客が大声で歓声、声援、歌唱等を行う場合、異なるグループ（1つのグループは5名以内）又は個人間では、必ず1席以上間隔をあけてください。
- (2) 舞台上で公演者等が大きな声を出す（歌唱等）ような催し物を行う場合は、舞台上から2m（2列目）までは客席を使用しないでください。
- (3) 公演者等は、舞台上等での表現形態に応じて、出演者間においても1mを目安とした十分な間隔をとるなど、感染防止策を講じてください。
- (4) 観客の入・退場時には最低でも1m以上の間隔をとるようにしてください。
- (5) 開演前や休憩中などの時間にホワイエで密集・密接な集団ができないよう案内・誘導してください。
- (6) 特に休憩時間中のトイレは混雑します。最低でも1m以上の間隔を保って並ぶようにお声掛けください。
- (7) 演者等と観客が催物の前後、休憩時間等に接触しないようにしてください。
- (8) その他、催物等の内容により、各団体（一般社団法人合唱連盟、クラシック音楽公演運営推進協議会、緊急事態舞台芸術ネットワーク等）が定めるガイドライン等を参考とし、必要な措置を取ってください。

### 4 第1・第2展示集会ホール

- (1) 座席を使用する場合、密集・密接な状況を作らないよう、配置等を工夫してください。
- (2) 第1展示集会ホールについては換気の関係上、非常口を開放してご使用ください。
- (3) 第2展示集会ホールについては常時窓を開け、換気を行ってください。

### 5 各会議室、教養室、和室、集会室

- (1) 窓や扉を常時開け、換気を行ってください。
- (2) 人と人が向かい合うような状況を避けてください。
- (3) 使用した机やホワイトボード、マーカー等は、確実に消毒するようにしてください。

以上

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日)(抜粋)

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提とするものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
<b>音楽</b>	<b>音楽</b>
クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
<b>演劇等</b>	<b>スポーツイベント</b>
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
<b>舞踊</b>	<b>公営競技</b>
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
<b>伝統芸能</b>	<b>公演</b>
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演等
<b>芸能・演芸</b>	<b>ライブハウス・ナイトクラブ</b>
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
<b>公演・式典</b>	※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション)についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
<b>展示会</b>	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。  
・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。)の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱わない。